

菅病院訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団菅病院が行う指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診療にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者、または自宅でのリハビリテーションを行うことにより、居宅において日常生活をより円滑に行うことが可能であると主治医が認めた要介護者とする。

3 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が要介護状態になることなく可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名称 医療法人社団菅病院
- （2） 所在地 岡山県井原市井原町124番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		病院と兼務
医師	医師	1(管理者)	1名	病院と兼務
理学療法士	理学療法士		1以上	病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 医師

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日。

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容・取扱)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の把握に努め、それぞれの利用者に訪問リハビリテーション計画に従ったサービスを提供する。

2 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者により構成されるリハビリテーション会議の開催により、利用者の情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する

3 当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

4 指定訪問リハビリの提供に当たっては、いかなる場合においても身体的拘束等を行わない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、井原市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、保険者が示した割合の額とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(掲示)

第10条 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第11条 居宅介護支援事業者やその従事者からの要介護被保険者の紹介を受けた際にその対償として、金品その他の財産上の利益の供与は行わない。また見学や利用依頼などに伴い居宅介護支援事業者やその従事者に紹介を行うことの対償として金品その他の財産上の利益を収受しない。

(研修に関する事項)

第12条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(人権擁護・高齢者虐待の防止のための措置)

第14条 人権擁護・虐待の防止のため以下の体制を講ずる。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的開催する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 上記項目を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第15条 感染症予防に必要な措置を取り、常に衛生的な管理に努める。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置する。

- (2) 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 定期的な研修及び訓練を行う。

(事業継続計画等)

第16条 感染症や非常災害の発生時においてサービスの継続的提供を実施するために業務継続計画を策定する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

この規程は、平成27年1月26日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和2年10月13日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月12日から施行する。